



# 令和元年度 水土里ネットさが土地

## 佐賀土地改良区

発行所  
佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号  
水土里ネットさが土地  
(佐賀土地改良区)  
電話 (0952) 22-4382  
FAX (0952) 29-1048  
U R L : <http://www.sa-tochi.jp>  
E-mail : [info@sa-tochi.jp](mailto:info@sa-tochi.jp)

### 組合員及び面積の動向

組合員総数 7,622 名  
受益面積 9,273ha  
(平成31年4月1日現在)



北山ダム旧管理棟(左)と新管理棟(右)  
(平成31年3月完成)

### 役員紹介

平成30年10月31日、役員任期満了による改選の結果22名の方々が役員として就任いたしました。  
(任期:平成30年11月1日~令和4年10月31日)

役職	氏名	被選挙区域
理事長	秀島 敏行	
副理事長	林 富佳	三日月町
〃	原口 義春	大和町
総務担当理事	野口 正凱	巨勢町
管理担当理事	鶴丸 正士	久保田町
理事	永渕 文久	金立町
〃	真島 清	高木瀬町
〃	中川 和典	北川副町
〃	重松 正泰	諸富町
〃	森 哲秀	本庄町
〃	高津 博之	西与賀町

役職	氏名	被選挙区域
理事	高取 信行	嘉瀬町
〃	古川 實	鍋島町
〃	大坪 春二	川副町
〃	坂井 光行	川副町
〃	副島 准一	東与賀町
〃	中島 正之	芦刈町
〃	江里口 秀次	
総括監事	飯盛 啓次	佐賀市中央
監事	野方 俊彦	牛津町
〃	古賀 圀彦	兵庫町
〃	光吉 一良	川副町

## 令和元年度 理事長あいさつ



### 理事長 秀島 敏行

佐賀土地改良区の組合員の皆さま方には、平素から当土地改良区の運営はもとより、事業の推進等にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

平成最後の年となりました昨年は、地震、豪雨、台風と全国で多くの災害が発生しました。被災された皆さま方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。また、佐賀県においても7月6日には、初めて「大雨特別警報」が発表され、山間部を中心に多くの箇所が被害が発生し、災害の多い一年になりました。新しい年号「令和」は災害のない、平和な年となりますように願っております。

このような中、昨年平成30年産コメの出来を表わす作況指数は、佐賀県では昨年に続いて102の「やや良」で反収は約540kgだったと発表されました。また、平成30年産「米の食味ランキング」の発表があり、うれしいことに佐賀県産の「さがびより」が9年連続で「特A」を獲得いたしました。また「夢しずく」についても2年連続で「特A」評価を獲得し、生産者にとっては大きな励みになっています。

さて、種々の農政改革が進められる中、2年連続で土地改良法の改正が行われ、今回の改正では、土地改良区の「准組合員資格の導入」や「総代会制度の緩和」など、時代に応じた組織・運営に関する改正土地改良法が成

立し、その中で、管理施設の資産評価を踏まえた運営など、体制強化が求められています。当土地改良区においては、すでに平成30年度から「複式簿記」を導入しているところであり、今後とも長期的視点に立った運営基盤の強化に努めたいと考えております。

また、平成23年度より北山ダムの改修工事を行っている国営総合農地防災事業「嘉瀬川上流地区」においても、国・県のご尽力により、無事最終年度を迎えることができました。

佐賀土地改良区では今後も地域農業を支える「水」を農家の財産とし、これを守り、育て、次世代へ引き継いで行かなければなりません。そのためにも、北山ダム・川上頭首工・幹線水路等の施設の老朽化が進行していくことを十分勘案し、今後は計画的に保全・更新を行っていく必要があります。

今年度の経常賦課金につきましては昨年同様の10a当り1,100円をお願いいたしております。納期日は7月31日までとなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、当土地改良区の運営につきましては役職員一体となり努力していきたいと思っておりますので、組合員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上「佐賀土地改良区便り第49号」の発刊にあたり、理事長あいさつとさせていただきます。

# 平成30年度臨時総代会

平成30年9月27日、臨時総代会を開催し下記の4議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 平成29年度 事業報告について
- 第2号議案 平成29年度 一般会計収支決算について
- 第3号議案 平成29年度 特別会計収支決算について
- 第4号議案 平成29年度 財産目録について



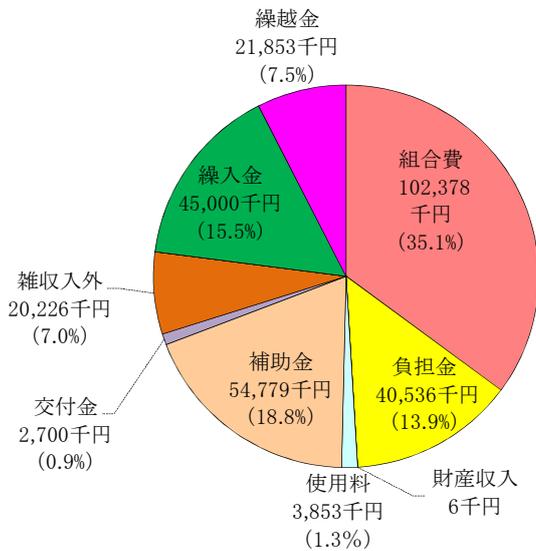
佐賀市文化会館  
「イベントホールにて」

## 平成29年度 一般会計 決算

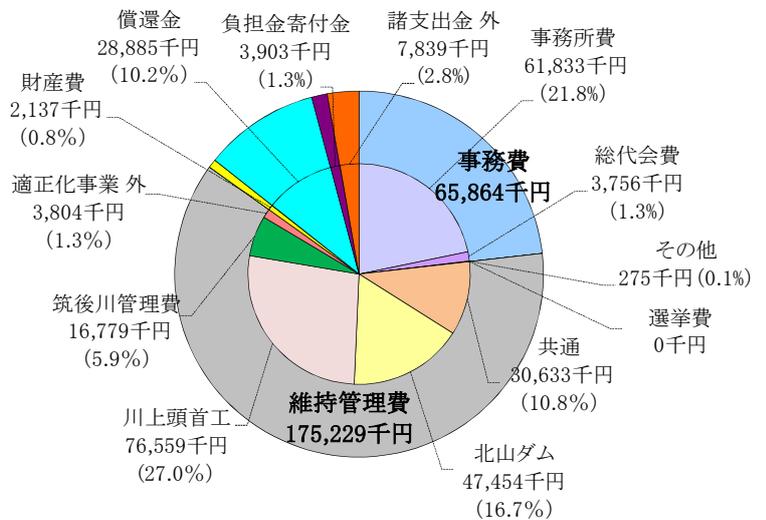
(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	102,378	1. 事 務 費	65,864
2. 負 担 金	40,536	2. 選 挙 費	0
3. 財 産 収 入	6	3. 維 持 管 理 費	175,229
4. 使 用 料	3,853	・ 共 通 管 理 費	30,633
5. 補 助 金	54,779	・ 北山ダム維持管理費	47,454
・ 筑後川用水管理費助成	16,779	・ 川上頭首工維持管理費	76,559
・ 管理体制整備促進事業	38,000	・ 筑後川用水維持管理費	16,779
6. 交 付 金	2,700	・ 適正化事業費	3,804
7. 寄 付 金	0	4. 財 産 費	2,137
8. 雑 収 入	20,226	5. 償 還 金	28,885
9. 借 入 金	0	6. 負 担 金 寄 付 金	3,903
10. 繰 入 金	45,000	7. 諸 支 出 金	7,839
11. 繰 越 金	21,853	8. 予 備 費	0
<b>収 入 合 計</b>	<b>291,331</b>	<b>支 出 合 計</b>	<b>283,857</b>

### <歳 入> 291,331千円



### <歳 出> 283,857千円



# 第53回通常総代会

平成31年3月28日、通常総代会を開催し下記の8議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 役員補欠選挙の執行について
- 第2号議案 白土井頭首工管理規程の制定について
- 第3号議案 平成31年度事業計画(案)について
- 第4号議案 平成31年度賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第5号議案 平成31年度一般会計収支予算(案)について
- 第6号議案 平成31年度運営資金一時借入れについて
- 第7号議案 平成31年度金融機関の指定について
- 第8号議案 過年度賦課金の不納欠損処分について



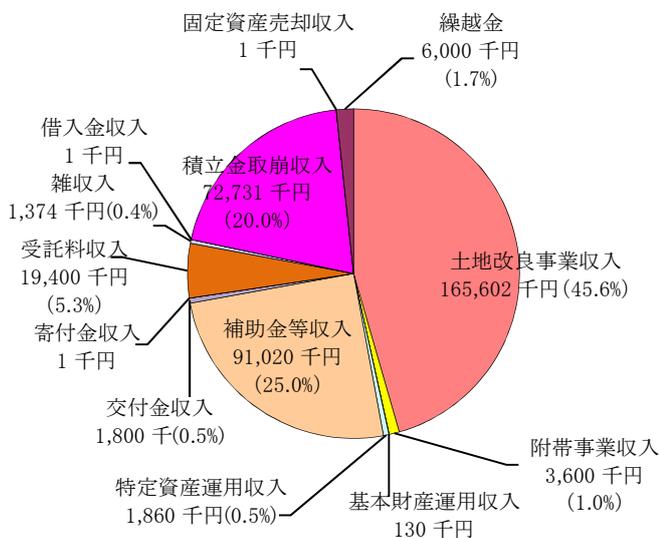
佐賀市文化会館「イベントホールにて」

## 平成31年度 一般会計 予算

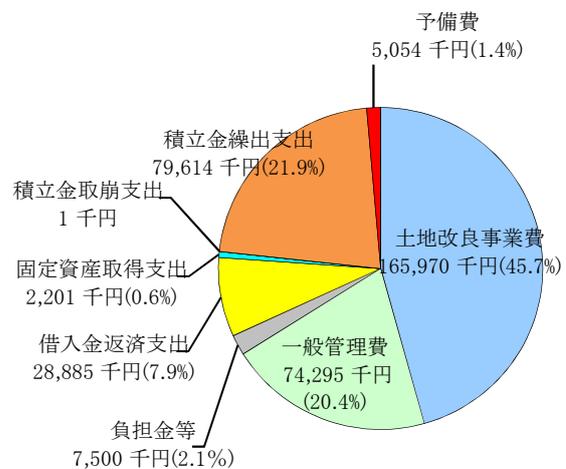
(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	165,602	1. 土地改良事業費	165,970
・ 賦課金収入	101,751	・ 共通維持管理費	108,360
・ 転用決済金収入	19,500	・ 北山ダム維持管理費	10,800
・ 負担金収入等	44,351	・ 川上頭首工維持管理費	26,380
2. 附帯事業収入	3,600	・ 筑後川用水管理費	17,270
3. 基本財産運用収入	130	・ 適正化事業関係費	3,160
4. 特定資産運用収入	1,860	2. 一般管理費	74,295
5. 補助金等収入	91,020	3. 負担金等	7,500
6. 交付金収入	1,800	4. 借入金返済支出	28,885
7. 寄付金収入	1	5. 固定資産取得支出	2,201
8. 受託料収入	19,400	6. 積立金取崩支出	1
9. 雑収入	1,374	7. 積立金繰出支出	79,614
10. 借入金収入	1	8. 予備費	5,054
11. 積立金取崩収入	72,731		
12. 固定資産売却収入	1		
13. 繰越金	6,000		
<b>収 入 合 計</b>	<b>363,520</b>	<b>支 出 合 計</b>	<b>363,520</b>

### <歳 入>



### <歳 出>



# 新総代の紹介

平成30年10月11日任期満了により新しい総代さんが決まりました。  
(任期：平成30年10月12日～令和4年10月11日まで)

<b>金立町 (2名)</b>		
石田 勝美	(久 富)	
古川 利彦	(上九郎)	
<b>高木瀬町 (3名)</b>		
百武 昭博	(仲田代)	
永渕 秀樹	(上 渕)	
武田 和欣	(長 瀬)	
<b>兵庫町 (6名)</b>		
吉浦 和俊	(野 中)	
江島 俊幸	(伊賀屋)	
陣内 広美	(堀 立)	
平野 一善	(上分2)	
枝吉 光	(西中野)	
福井 理一	(修理田)	
<b>巨勢町 (2名)</b>		
原田 勉	(西 分)	
高橋 勝正	(東分下)	
<b>北川副町 (3名)</b>		
新郷 春海	(山 津)	
樋口 正行	(江 上)	
俣野 初朗	(八 田)	
<b>諸富町 (2名)</b>		
宮副 直利	(三 重)	
池田 泰士	(小 杭)	
<b>本庄町 (4名)</b>		
庄野 正明	(大井樋)	
森永 敏隆	(八 田)	
香月 弘喜	(鹿子上)	
古川 勝徳	(中 島)	
<b>西与賀町 (2名)</b>		
山田 保人	(元相応)	
飯盛 克明	(高太郎)	
<b>嘉瀬町 (5名)</b>		
今村 浩三	(新町6)	
杉町 勝彦	(新町2)	
東島 勉	(北 島)	
原田 正弘	(東 原)	
蒲原 武敏	(有 重)	

<b>鍋島町 (6名)</b>		
山本 康浩	(岸 川)	
角田 善朗	(蛸 久)	
原口 忠之	(木ノ角)	
池田 典司	(江 里)	
光岡 作真	(深 町)	
片渕 勝	(角 目)	
<b>佐賀市中央 (1名)</b>		
野田 政光	(平 島)	
<b>川副町 (22名)</b>		
内田 幸隆	(南1区)	
古川 俊博	(南3区)	
藤戸 芳実	(南6区東)	
江島 一彦	(南8区北)	
江頭 正信	(南9区)	
江頭 勝則	(南9区)	
原 典雅	(南14区)	
川崎 和法	(南16区)	
寺丸 吉徳	(南18区)	
江頭 已喜男	(南21区)	
坂井 博己	(南25区)	
北原 信義	(東南里)	
本告 誠次	(坂 井)	
西村 正行	(西古賀)	
西村 隆夫	(鰯 江)	
味志 博文	(小々森)	
犬塚 貞明	(久 町)	
今村 旨男	(広 江)	
原口 勇	(東古賀)	
西村 弘己	(福 富)	
糸山 昇	(吉 村)	
吉富 義隆	(和 崎)	
<b>東与賀町 (9名)</b>		
北村 芳行	(立 野)	
宮崎 康昭	(中 割)	
田中 敏夫	(搦 西)	
江口 孝幸	(田 中)	
山口 利昭	(中 村)	
半田 努	(大授2)	
木塚 嗣雄	(大授3)	

富吉 隆男	(下飯盛)
高祖 俊雪	(大野西)
<b>久保田町 (8名)</b>	
高森 康	(小 路)
古賀 俊一	(中 副)
船津 文章	(福 富)
副島 正勝	(久富西)
柴田 重登	(江戸1)
鶴丸 敬明	(永 里)
松下 正義	(上新ヶ江)
稲股 俊之	(下 満)
<b>大和町 (6名)</b>	
吉田 和文	(国分北)
山本 洋二	(福 田)
野田 種敏	(川 上)
香田 克吉	(平 野)
副島 照幸	(久留間)
八頭司 文二	(檜 田)
<b>三日月町 (5名)</b>	
渡邊 正幸	(芦 田)
相浦 保馬	(四 条)
永渕 正広	(遠 江)
永石 雅久	(立 石)
伊東 徹	(樋 口)
<b>牛津町 (4名)</b>	
山口 英彦	(上江良)
大橋 直登	(下江良)
永渕 昭	(練ヶ里)
北島 宇治雄	(柿樋瀬)
<b>芦刈町 (10名)</b>	
釘本 勝	(牛 王)
田中 正光	(新 村)
北川 英樹	(東道免)
橋間 健次	(西道免)
片渕 伸行	(住の江西)
上瀧 和敏	(三 条)
平野 邦弘	(六 丁)
水田 善久	(浜 中)
永石 辰吉	(虎 坊)
城島 一文	(小 路)

**経常賦課金**令和元年度 経常賦課金 1,100 円/10a(1,000 m<sup>2</sup>当)納期内の納付にご協力ください！窓口納付の方は  
口座振替の方は**令和元年7月31日(水)**までに納めてください。  
が振替日です。

◆残高確認をお願いいたします。

- ・7月30日(振替日の前営業日)までに残高の確認をお願いいたします。(※再振替は出来ません)
- ・振替出来なかった場合は、8月上旬に納付書をお送りしますので金融機関の窓口にて納入をお願いいたします。

◀ 口座振替・賦課金納入にかかる手数料は当区で負担します ▶

◎休耕田(不耕作地)、転作田の場合でも地目が田であれば賦課金はかかります。

## ☆賦課金納入取扱い金融機関

佐賀県農協各本支所・佐賀市中央農協各本支店・佐賀銀行各本支店  
佐賀共栄銀行各本支店・佐賀県信漁連各本支店営業店

☆ゆうちょ銀行(口座振替のみ)も取扱い可能になりました。

**農地転用に伴う決済金**令和元年度 決済金 65 円/m<sup>2</sup>(全地区)

農地(田)を宅地、道路、その他(田以外)に転用又は畑に変更される場合には決済金を納入していただくことになっています。公共事業(道路・学校用地・公園・河川・水路等)の用地として転用される農地(田)についても決済金がかかりますので用地買収等の折には事業主体で負担していただくか、又は決済金を含めての価格交渉をされるようにお願いします。※公共事業の寄付等についても決済金がかかります。

## ○市街化区域の農地転用の場合

農業委員会への届出に土地改良区の意見書は必要ありませんが、土地改良区への地区除外の手続きは必要です。手続きをしないと毎年賦課金がかかりますので、ご注意ください。

**決済金とは？**

佐賀土地改良区が管理しております施設(北山ダム・川上頭首工・幹線水路 90km)は組合員様から頂いている賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後の負担を負う事になります。負担の公平を図る目的として転用する時は決済金を納めて頂き維持管理費に充当しています。(土地改良法第42条第2項より)

**※ご注意ください！滞納賦課金は新しい組合員が負担**

農地の異動・売買する際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう法律(土地改良法第42条第1項)に規定されております。ご確認の上売買契約等をするように注意してください。

# 組合員さまへのお知らせ

# 賦課金の口座振替ご利用のおすすめ

賦課金の納付は、便利な口座振替（自動振替）をご利用ください。  
 わざわざ金融機関へ出向かなくても、自動的に納付することができます。  
 お忙しい方には特に便利です。ご希望の方は総務課までご連絡ください。  
 （口座振替依頼書を郵送いたします。）

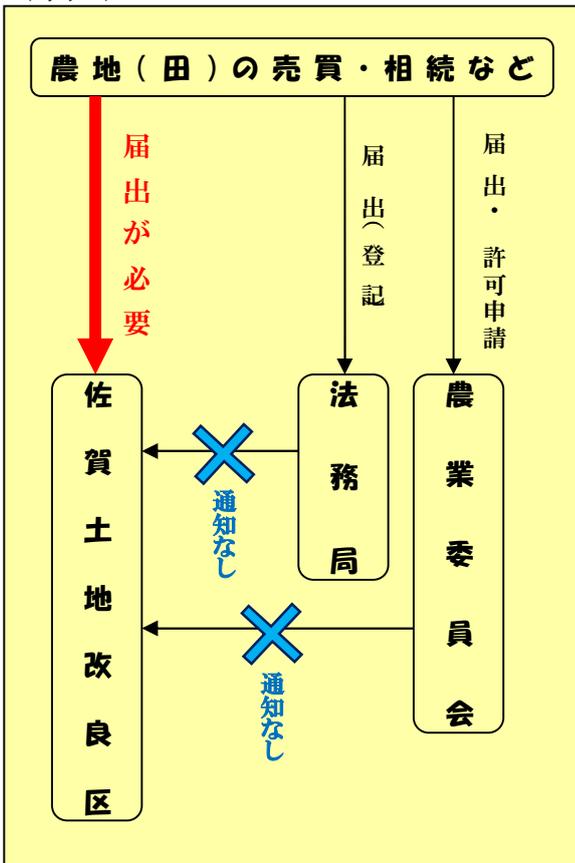
**※最寄りの指定金融機関の窓口で口座振替の手続きが行えます。**  
 口座振替の申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入後、貯金通帳・印鑑（届出印）  
 を持参の上、指定金融機関窓口へ提出してください。

- **農地（田）に異動があった時は、佐賀土地改良区に必ず届け出てください。**  
 農業委員会に届出・許可申請済、又は法務局へ登記済であっても直接土地改良区に届出がないと土地改良区の台帳は変わらず、賦課も異動されません。（左下 図1）

- **組合員の資格取得・喪失の届出について（次ページに実際の用紙あり）**  
 下記の場合には、土地改良法第43条の規定により**組合員様から土地改良区へ通知すること**  
が義務付けられています。届出がない場合、資格は変更されませんのでご注意ください。

- ① 農地（田）の売買・貸借・贈与・交換等の場合
- ② 農業者年金の受給による経営移譲の場合
- ③ 生前贈与または、組合員死亡による名義変更の場合
- ④ 組合員の住所変更の場合

（図1）



－ 記入例 －

佐賀土地改良区賦課金 納入者 変更届出(組合員資格得喪通知書)

住所 納入者 変更届出(組合員資格得喪通知書)

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 △△番地  
 氏名 北山 太郎 (印)

新資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 □□番地  
 氏名 川上 次郎 (印)

(生年月日) 明治・大正・昭和・平成 〇〇年 △△月 □□日  
 電話番号 ( 〇〇〇〇 ) △△ - □□□□  
 (地区名 組合員 )

佐賀土地改良区理事長殿 記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考
〇〇町	△ △	□ □	1234 番地	田	1,000 m <sup>2</sup>	

2. 資格得喪の原因及びその時期  
 (1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)  
 (売買・貸借・贈与・相続・交換・経営移譲) ※提出先  
 生前贈与・死亡・その他 ( ) ・佐賀県農協各本支所  
 (2) 時期 佐賀土地改良区 総務課  
 佐賀市大財三丁目8番15号  
 ・令和〇〇年〇〇月 TEL (0952) - 22-4382

佐賀土地改良区賦課金 **納入者** 変更届出(組合員資格得喪通知書)  
**住所**

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〒 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (地区名 \_\_\_\_\_ 組合員番号 \_\_\_\_\_)

新資格者 住所 〒 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

(地区名 \_\_\_\_\_ 組合員番号 \_\_\_\_\_)

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

売買・賃借・贈与・相続・交換・経営移譲  
 生前贈与・死亡・その他( )

※提出先

・佐賀県農協各本支所  
 ・佐賀土地改良区 総務課  
 佐賀市大財三丁目8番15号  
 TEL (0952)-22-4382

(2) 時期

令和 年 月

変更年度	土地台帳		組合員名簿	総務課長	係長	係員
	PC	台帳				

# 佐賀土地改良区が取り組んでいる補助事業

## ◎ 国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」

本事業は、農業水利施設の持つ多面的機能の発揮等について地域の適切な取り組みを促進する観点から、国、県が市町と連携し土地改良区の管理体制の整備を図ることを目的とされ、平成12年度新規事業としてスタートし、平成17、22年度に5ヶ年の継続が認められ、さらに平成30年度に4期目として令和4年度までの継続事業となり、地域住民など多様な主体の参画による安定的な国営造成施設の管理体制の整備・強化等に係る支援を進めるものとなっております。事業内容として、国営造成施設及びこれと一体不可分な県営造成施設を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため維持管理事業に対し助成されるものであり、当地区では、北山ダム湖面流木塵芥処理をはじめ幹線水路浚渫や制水門、分水工点検整備の事業を予定しています。

・負担割合	国 50%	県 20%	市町 30%
-------	-------	-------	--------

## ◎ 土地改良施設維持管理適正化事業

本事業はゲート塗装、用水路の浚渫、機械等の部品交換など数年に1回行うような施設の整備補修に対して助成する制度です。この事業は一般の補助事業とは異なり向こう5年間に整備補修を行うために必要な経費の一部(30%)を5年間均等に積み立てることにより、計画的な整備補修が可能となっております。

・負担割合	国 30%	県 30%	土地改良区 40% (内30%は積立金)
-------	-------	-------	----------------------

### 事務局の体制

平成31年4月1日付 (職員 19名 嘱託 4名)

事務局	事務局長	山下 武則	北山ダム管理事務所	5名
総務課	5名		所長	中野 秀則
	課長	森 信治	副所長	江口 則彦
	副課長兼総務係長	阿間見 忠	係員	増田 和彦
	企画財務係長	大坪 稔典	係員	田中 亮
	係員	斎藤 嘉宏	(嘱託)	芹田 敏己
	係員	田中 聡一郎	川上頭首工管理事務所	8名
管理課	4名		所長	芦原 一樹
	課長	永田 武次	副所長	相浦 公
	副課長	大坪 直孝	主任	立石 豊
	係員	古賀 賢太	係員	福島 稔
	(嘱託)	田中 ルミ	係員	与賀田 雅士
			(嘱託)	平石 大和
			(嘱託)	興隆 一也
			(嘱託)	横田 正裕

## 佐賀土地改良区へのご連絡は

佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号

TEL 0952-22-4382 FAX 0952-29-1048

☆ 賦課金・決済金・その他、全般に関することは総務課

☆ 農業用水・土地改良施設・管理に関することは管理課

**休日・夜間の用水に関する下記緊急連絡先**

川上頭首工管理事務所 TEL 0952-62-0136

☆ 北山ダムの貯水状況並びに情報等をホームページ上に掲載しています。

<http://www.sa-tochi.jp/>

北山ダム管理事務所 TEL 0952-57-2013



# 土地改良法の改正について

土地改良法の一部改正が行われ、「准組合員制度」の新設検討や「利水調整規程」による利水調整のルール化、「複式簿記」の導入等の措置が講じられることとなりました。  
(施行日 平成31年4月1日)

## 土地改良法の一部を改正する法律の概要

### 背景

- ◎組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれがあること。また、耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要であること。
- ◎組合員数や職員の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要であること。

### 法律の概要

#### 1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- ◎所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）  
(第3条第2項)
- ◎農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続を簡素化（第43条第3項）
- ◎貸借地の所有者または耕作者で事業参加資格がないものに准組合員（※1）の資格を付与  
(第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項および第36条第2項)  
※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。
- ◎理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員（第18条第5項）
- ◎利水調整規程を策定し、利水調整をルール化（第30条第1項第2号および第57条の3の2）
- ◎地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員（※2）の資格を付与  
(第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項および第36条の2)  
※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、土地改良施設の管理への協力を求める事が可能。

#### 2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- ◎総代会制度の見直し（第23条）
  - ・総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
  - ・総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
  - ・総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- ◎土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大（第77条）
- ◎決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備（第29条の2）
- ◎監事のうち1人以上は原則として員外監事（第18条第6項）

# 21世紀土地改良区創造運動

創造運動は農業者と消費者等地域住民との交流を通じて、農業・農村の役割や環境保全の素晴らしさを啓発し、土地改良区の公的位置付けと役割について理解を深めることを目的としており、平成14年度から田植オリンピック・水土里の教室・佐賀平野「水と歴史」の探検隊・川上頭首工スケッチ大会、更には地域住民のゴミに対する意識改革を図るため、ゴミ捨て防止標語募集等の運動を行っています。

## 平成30年度活動内容

### ☆ 総合学習・青空教室

本庄小学校5年生77名、神野小学校4年生117名による、総合学習の一環として田植え・稲刈り体験を行いました。田植え体験の前には「青空教室」を行い土地改良区の役割や農業用施設の多面的機能、農業用水の流れについて学んでもらいました。(植付品種：ヒヨクモチ等)



### ☆ 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

○ 開催日：平成30年8月24日(金)



佐賀平野の農業用水の流れと歴史を知ってもらう為、小学生と保護者を対象に佐賀平野「水と歴史」の探検隊を開催しました。佐賀市・小城市の小学生と保護者39名の参加者で石井樋・川上頭首工・北山ダムを見学して、自分たちの住む町まで農業用水が届く仕組みや嘉瀬川の取水施設について学んでもらいました。また、川上頭首工では魚道の生き物調査も行いました。



参加者を募集します!

## 第17回 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

北山ダムや石井樋などの施設を探検して学んでみよう!

今年で、17回目の開催となる探検隊の参加者を募集します。組合員皆様の子供さんやお孫さんの、夏休みの思い出に参加してみませんか。

北山ダムでは、普段入れないダム本体の中や、船に乗ってダム湖内の探検を行い、川上頭首工や石井樋では水の流れの仕組みや歴史についても学びます。

### 【 応募要項 】

- ① 日 時： 令和元年8月23日(金) 8:30~16:30(昼食は用意します)
- ② 対 象： 小学4~6年生と保護者(小学生のみの参加も可)
- ③ 参加費用： 大人300円 子供 100円
- ④ 定 員： 40名 (定員になり次第締め切り)
- ⑤ 募集方法： 参加希望者全員の名前、性別、住所、電話番号、学校・学年を記入の上、FAX、はがき又はメールで応募してください。

(7月16日午前9時募集開始)

※募集締切後 集合場所、行程表等を郵送にてお知らせします。

- ⑥ 問合せ先： みどり 水土里ネットさが土地(佐賀土地改良区) 総務課まで  
〒840-0811 佐賀県佐賀市大財3丁目8番15号  
TEL:0952-22-4382 FAX:0952-29-1048  
URL:<http://www.sa-tochi.jp/> Eメール:[tanken31@sa-tochi.jp](mailto:tanken31@sa-tochi.jp)

# 国営総合農地防災事業 嘉瀬川上流地区だより

発行所  
佐賀市大財三丁目8番15号  
国営総合農地防災事業嘉瀬川上流地区  
推進協議会  
TEL (0952) 26-9771 FAX (0952) 29-1048

## 1. 平成31年度の主な事業内容

佐賀県佐賀市三瀬村、富士町に位置し佐賀平野に広がる農地約9,400haの水  
源施設である北山ダムの機能回復を図るため、貯砂施設や取水ゲート上屋建築  
及び法面保護を実施。

(平成31年度事業費) 4.9 億円

(主要工事)

- ・北山ダム貯砂施設工事 N=2ヶ所
- ・北山ダム取水棟建築工事 一式
- ・法面保護工事 一式



撤去した取水ゲート上屋



貯砂施設掘削状況

## 2. 事業実施状況と今後の予定 (今年度で事業完了)

- ・事業工期 平成23年度～平成31年度
- ・主要工事計画  
取水ゲート(改修)、洪水吐ゲート(改修)、ダム管理施設(改修)、貯水池法面保護、堆砂除去、貯砂施設

### ・ゲート施設

洪水吐ゲートは平成25年度から着手し、平成28年度までに完成。取水ゲートは平成27年度から着手し平成30年度までに完了。取水ゲート上屋建築工事を平成31年度に実施。



改修した洪水吐ゲート

### ・ダム管理施設

水管理施設は平成29年度から着手し、平成30年度までに完了。

### ・堆砂除去、貯水池法面保護、貯砂施設

堆砂除去は平成24年度から着手し、平成29年度までに完了。法面保護は平成26年度から着手し平成29年度に完了したが、7月豪雨に伴う対策を平成31年度に実施。貯砂施設は平成30年度から着手し平成31年度完了予定。



法面保護対策後の状況